

令和 6 年第 4 回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和 6 年 1 2 月 3 日

議 案

議案第 8 0 号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第 8 0 号

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

民間給与との較差に基づく人事院勧告（令和 6 年 8 月 8 日付け）に伴い、市職員の勤勉手当、期末手当及び給料表の額の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定等をするため、市関係条例の改正を行うもの。

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項中「期末手当基礎額に」の次に、「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の58.75）」と」の次に、「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5）」とあるのは「100分の61.25）」と」を加える。

第23条の7第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75）」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800

時間勤務職員以外の職員	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200

54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				

	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	207,700	240,600	277,600	293,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200
	4	213,100	247,200	280,800	294,700
	5	214,800	249,400	281,800	295,200
	6	216,700	250,400	282,300	295,800
	7	218,500	251,300	282,800	296,400
	8	220,200	252,200	283,300	296,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400
	10	223,900	254,300	284,300	298,000
	11	225,800	255,400	284,800	298,600
	12	227,700	256,300	285,300	299,100
	13	229,600	257,100	285,800	299,600
	14	231,600	257,800	286,300	300,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800
	16	235,600	259,400	287,300	301,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800
	18	239,600	261,600	288,300	302,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200
	20	243,700	263,800	289,300	303,900
	21	245,600	264,900	289,800	304,600
	22	246,800	266,000	290,300	305,500
	23	248,000	267,100	290,800	306,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100
	26	251,100	270,300	292,300	309,000
	27	252,000	271,400	292,800	309,900
	28	252,900	272,400	293,300	310,800
	29	253,700	273,400	293,800	311,600
	30	254,500	274,100	294,400	312,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400
	32	255,900	275,500	296,000	314,300
	33	256,700	276,200	296,700	315,100
	34	257,500	276,800	297,500	316,200
	35	258,300	277,300	298,300	317,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400
	37	259,700	278,300	299,800	319,500
	38	260,600	278,900	300,600	320,600
	39	261,500	279,400	301,400	321,700
	40	262,300	279,900	302,100	322,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900
	42	264,000	280,800	303,700	325,100
	43	264,800	281,300	304,500	326,200
	44	265,600	281,800	305,300	327,300
	45	266,400	282,300	306,000	328,100

46	267,100	282,800	307,000	329,200
47	267,800	283,300	308,000	330,300
48	268,400	283,800	308,900	331,300
49	269,000	284,300	309,800	332,300
50	269,500	284,800	310,800	333,300
51	270,000	285,300	311,800	334,300
52	270,400	285,800	312,700	335,300
53	270,800	286,300	313,600	336,500
54	271,300	286,800	314,600	337,800
55	271,800	287,300	315,600	339,000
56	272,200	287,800	316,600	340,200
57	272,600	288,300	317,400	341,100
58	273,000	289,100	318,400	342,300
59	273,400	289,900	319,400	343,400
60	273,800	290,600	320,300	344,700
61	274,200	291,300	321,200	345,700
62	274,600	292,200	322,200	346,600
63	275,000	293,100	323,200	347,700
64	275,400	293,900	324,100	348,900
65	275,800	294,700	325,000	350,000
66	276,200	295,600	326,200	351,200
67	276,600	296,400	327,400	352,400
68	277,000	297,200	328,600	353,400
69	277,400	298,000	329,300	354,400
70	277,900	298,900	330,400	355,400
71	278,400	299,800	331,500	356,500
72	278,800	300,700	332,400	357,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400
74	279,800	302,500	334,200	359,500
75	280,400	303,400	335,300	360,600
76	280,900	304,300	336,400	361,600
77	281,400	305,100	337,500	362,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100
79	282,600	307,100	339,800	363,900
80	283,100	308,000	340,900	364,600
81	283,600	308,500	342,000	365,200
82	284,100	309,400	343,100	365,700
83	284,600	310,300	344,100	366,200
84	285,100	311,100	345,200	366,700
85	285,600	311,900	346,100	367,300
86	286,100	312,900	347,100	367,800
87	286,600	313,900	348,000	368,300
88	287,100	314,900	349,000	368,800
89	287,600	315,800	349,900	369,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600

91	288,600	317,900	351,500	370,200
92	289,100	318,900	352,300	370,700
93	289,600	319,700	352,900	371,000
94	290,200	320,400	353,500	371,500
95	290,800	321,100	354,100	371,900
96	291,400	321,700	354,700	372,200
97	292,000	322,200	355,100	372,800
98	292,500	322,500	355,500	373,300
99	293,000	323,100	356,000	373,800
100	293,500	323,700	356,400	374,300
101	294,000	324,100	356,900	374,900
102	294,500	324,700	357,300	375,400
103	295,000	325,300	357,800	375,900
104	295,400	325,800	358,200	376,300
105	295,800	326,200	358,500	376,900
106	296,300	326,700	359,000	377,400
107	296,800	327,200	359,400	377,900
108	297,100	327,700	359,700	378,400
109	297,300	328,100	360,100	379,000
110	297,600	328,500	360,600	379,400
111	297,800	328,800	361,100	379,900
112	298,100	329,100	361,600	380,400
113	298,400	329,400	362,100	381,000
114	298,600	329,800	362,600	
115	298,900	330,100	363,100	
116	299,100	330,400	363,500	
117	299,400	330,600	363,900	
118	299,700	330,900	364,300	
119	300,000	331,200	364,800	
120	300,300	331,400	365,300	
121	300,600	331,600	365,700	
122	301,000	331,900	366,200	
123	301,300	332,200	366,700	
124	301,600	332,500	367,200	
125	301,800	332,700	367,500	
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		

	136	305,100	336,100		
	137	305,300	336,400		
	138	305,600	336,800		
	139	305,900	337,200		
	140	306,200	337,600		
	141	306,400	337,900		
	142	306,800	338,300		
	143	307,200	338,600		
	144	307,500	339,000		
	145	307,700	339,300		
	146	307,900	339,700		
	147	308,200	340,100		
	148	308,600	340,500		
	149	308,800	340,800		
	150	309,000	341,200		
	151	309,300	341,600		
	152	309,600	342,000		
	153	310,000	342,300		
	154	310,200			
	155	310,400			
	156	310,700			
	157	311,000			
	158	311,300			
	159	311,600			
	160	311,900			
	161	312,300			
	162	312,600			
	163	312,900			
	164	313,200			
	165	313,600			
	166	313,900			
	167	314,200			
	168	314,500			
	169	314,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条の4第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を「100分の105」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第23条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）」を「100分の60」に改める。

（瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の170」を「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000

4	5 5 5, 0 0 0
5	6 3 4, 0 0 0

第4条 瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年瑞穂市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第6条 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

(瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第8条 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の瑞穂市職員の給与に関する条例（次条におい

て「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定及び第7条の規定による改正後の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(次条において「改正後の常勤の特別職条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の常勤の特別職条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瑞穂市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払と、第5条の規定による改正前の瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第7条の規定による改正前の瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の常勤の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正後（案）② （令和7年4月1日改定分）		改正後（案）① （令和6年4月1日適及分）	現行
(給料) 第23条の4 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の105	(給料) 第23条の4 略	(給料) 第23条の4 略
		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合に100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の102.5)、12月に支給する場合には、100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の7第2項において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の102.5)
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の105」と、	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の105」と、	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の」とあるのは「100分の68.75」と、	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の」とあるのは「100分の68.75」と、

とあるのは「100分の60」とする。	102.5)」とあるのは「100分の58.75)」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5)」とあるのは「100分の61.25)」とする。	102.5)」とあるのは「100分の58.75)」と――
4・5 略 (勤勉手当)	4・5 略 (勤勉手当)	――する。 4・5 略 (勤勉手当)
第23条の7 略	第23条の7 略	第23条の7 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5
(特定管理職員にあっては、100分の125	(特定管理職員にあっては、100分の122.5)	(特定管理職員にあっては、100分の122.5)

て得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤 勉手当基礎額に100分の50 (特定管理職員にあっては、100分の60) を乗じて得た額の総額 3 ～ 5 略 別表第 1 (第 3 条関係) 略 別表第 2 (第 3 条関係) 略	12月に支給する場合には100分の107.5 (特定管理職員にあっては、100分の127.5) を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤 勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75 (特定管理職員にあっては、100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25 (特定管理職員にあっては、100分の61.25) を乗じて得た額の総額 3 ～ 5 略 別表第 1 (第 3 条関係) 略 別表第 2 (第 3 条関係) 略	て得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤 勉手当基礎額に 100分の48.75 (特定管理職員にあっては 100分の58.75) を乗じて得た額の総額 3 ～ 5 略 別表第 1 (第 3 条関係) 略 別表第 2 (第 3 条関係) 略
--	---	--

適用： () 令和 6 年 4 月 1 日遡及分
() 令和 7 年 4 月 1 日改定分

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成20年瑞穂市条例第31号) 新旧対照表 (第3条・第4条関係)			
改正後 (案) ② (令和7年4月1日改定分)	改正後 (案) ① (令和6年4月1日適及分)	現行	
(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の172.5」とする。 別表（第7条関係） 略	(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」とする。 別表（第7条関係）	(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年瑞穂市条例第31号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の170 別表（第7条関係）	特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

適用：() 令和6年4月1日遡及分

() 令和7年4月1日改定分

瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年瑞穂市条例第30号）新旧対照表（第5条・第6条関係）

改正後（案）② （令和7年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和6年4月1日遡及分）	現行
（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230 を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225 を乗じて得た額に、瑞穂市職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第35号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

適用：（ ） 令和6年4月1日遡及分

（ ） 令和7年4月1日改定分

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成15年瑞穂市条例第33号）新旧対照表（第7条・第8条関係）

改正後（案）② （令和7年4月1日改定分）	改正後（案）① （令和6年4月1日遡及分）	現行
（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の230	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合に100分の225、12月に支給する場合には100分の235を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の225

適用：（ ） 令和6年4月1日遡及分

（ ） 令和7年4月1日改定分

瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要

瑞穂市職員の給与に関する条例の一部改正

・改正条例第1条、第2条

- 期末手当支給月数の改定 <条例第23条の4関係> …①R6.4.1遡及適用、②R7.4.1改定
 ○ 勤勉手当支給月数の改定 <条例第23条の7関係> …①R6.4.1遡及適用、②R7.4.1改定

単位: 月

区分	改定前		改定① (R6.4.1遡及)	改定② (R7年度以降)
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225 (1.025) <0.6875>	1.025 (1.225) <0.4875>	1.225 (1.025) <0.6875>	1.25 (1.05) <0.7>
12月期	1.225 (1.025) <0.6875>	1.025 (1.225) <0.4875>	1.275 (1.075) <0.7125>	1.25 (1.05) <0.7>
計	2.45 (2.05) <1.375>	2.05 (2.45) <0.975>	2.5 (2.1) <1.4>	2.1 (2.5) <1.0>
	4.5 <2.35>		4.6 <2.4>	4.6 <2.4>

※()内は特定管理職員

※< >内は定年前再任用短時間勤務職員

- 給料表の改定 <条例別表第1・第2関係> …R6.4.1遡及適用

各給料表を引上げ(平均3.0%の引上げ。)

・初任給・若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定

・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

瑞穂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

・改正条例第3条、第4条

- 期末手当支給月数の改定 <条例第9条関係> …①R6.4.1遡及適用、②R7.4.1改定

単位: 月

区分	改定前	改定① (R6.4.1遡及)	改定② (R7年度以降)
6月期	1.7	1.7	1.725
12月期	1.7	1.75	1.725
計	3.4	3.45	3.45

- 給料表の改定 <条例別表関係> …R6.4.1遡及適用

瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

・改正条例第5条～第8条

- 期末手当支給月数の改定 <いずれも条例第5条関係> …①R6.4.1遡及適用、②R7.4.1改定

単位: 月

区分	改定前	改定① (R6.4.1遡及)	改定② (R7年度以降)
6月期	2.25	2.25	2.3
12月期	2.25	2.35	2.3
計	4.5	4.6	4.6